

**越谷野田線（松伏西工区）**  
**「事業概要及び用地測量説明会」における質疑応答の概要**

26日(木)、27日(金)の両日合わせて46名の方がご参加下さいました。

**【道路計画に関すること】**

Q：雨水排水は道路ができてどのようになるのか。

A：道路排水は、各種基準に基づき適切に処理を行います。

Q：【越谷側】既設排水路は逆流弁が設置されていないため、水が逆流してくる。ポンプアップして川に流しているが、ポンプの機能が見合っていない。

A：越谷市からは内水対策の調査・検討を行っている聞いています。今回のお話の内容は、県から越谷市にお伝えします。

Q：【越谷側】道路排水はどこに流すのか。具体的に教えて欲しい。

A：県道平方東京線との交差点北東に位置する既設排水路が道路の排水先となります。

Q：橋の高さ、周辺道路の形状について知りたい。

A：橋のたもとのピンク色着色の部分に横断ボックスができます。この横断ボックスの位置で、市道（町道）の地盤高より約6m高くなります。

Q：自分の土地と道路との高さの関係を教えて欲しい。

A：説明会後に個別で対応します。

Q：測量時の立会は、平日に行うのか。

A：後日、県から立会の日程を指定した文書を送付します。ご都合が悪い場合は、立会日時の変更を行います。

Q： 測量時の立会は、隣接の方が全員いないといけないのか。

A： 基本的には同日に、全ての関係人から承諾をいただき、土地の境界を確定させます。ご都合が悪い場合は、立会日時の変更を行います。

Q1： 【松伏側】新設される橋(大落古利根川)から町道6号線までの間について、道路の横断は可能か。

A1： 橋のもとに設置するボックスカルバート(町道60号線)と町道6号線の2箇所に横断箇所を設けています。他、接続する町道は左折のみの利用となります。4車線の道路となりますので、安全かつ円滑な交通の確保のために中央分離帯を設置します。

Q2： Q1の町道の横断ができなくなる点について、要望すれば改善・検討してもらえるか。

A2： 安全かつ円滑な交通の確保のため中央分離帯の開口は困難となります。何卒、ご理解をいただきますようお願いいたします。

Q： いわゆる「たいこ橋」と言われる急こう配の形状はやめてほしい。

A： 道路の構造の一般的な基準を定めた道路構造令では、坂道の勾配は5%以内に収めることになっています。本橋は4.5%となり基準は満たしています。

Q： 橋の街灯ランプが切れており、転倒した。安全確保に努めてほしい。

A： 橋は道路照明灯を設置し、明るさ(照度)の確保を行います。その他の安全対策等につきましてもご意見をいただきながら検討してまいります。

Q1： 近隣で大型車両を活用している事業者について、従来通り川沿いから橋の下を通行すると聞いているが、ボックスカルバートの高さなどを教えてほしい。

A1： 高さ4.5m、幅6mでして、セミトレーラーが通行可能な構造となっています。

Q2： 先ほど回答のあった「4.5%勾配」とはどれくらいなのか、もう少しわかりやすい資料はあるか。

A2： 橋の構造がわかる資料をホームページに載せます。

Q： 実際に自己所有地が道路用地にかかるか、現段階でわからないのか。

A： 道路用地と自己所有地の関係は、配布してある計画平面図よりご確認ください。面積等については、今後行う測量が完了してから明確になります。図面等の見方がわからない場合は、説明会後に個別で対応します。

### 【用地補償説明に関すること】

Q： 築100年を超えた建物の移転の費用はどうなるのか。残地内での曳家は難しいと思われるが、現在は同じ材料が無く再建はできない。

A： 一般的な建物の再築補償費の算出は、同じ構造、同じ面積のものを新築で建てる費用を算出し、築年数に応じて補正をかけます。物件調査をした上で、個別にお話をさせていただきます。

Q： 建物に道路計画がかかるため、裏の（奥の）農地を宅地にして家を建てたいが可能なのか。また、その際の許可はすぐにできるのか。

A： 個別具体的な話になりますので、補償内容説明の際に説明をさせていただきます。

Q： 残地買収してもらえるか。残った土地の処理に困る。

A： 基本的には道路予定地のみを買収となりますので、残った土地は買収できません。残地の形状等によっては残地補償という形で金銭補償をする場合もありますが、必ず残地補償が出るわけではなく、土地評価や物件調査を進めていく中で判断していくことになります。補償内容説明の際に個別に説明させていただきます。

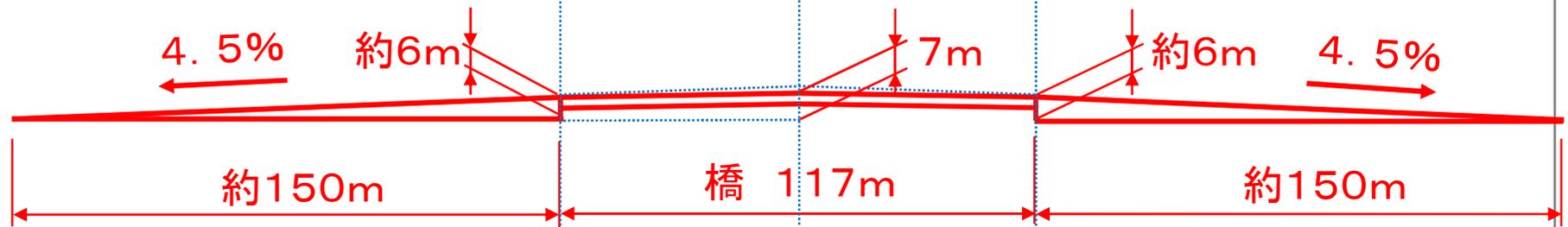
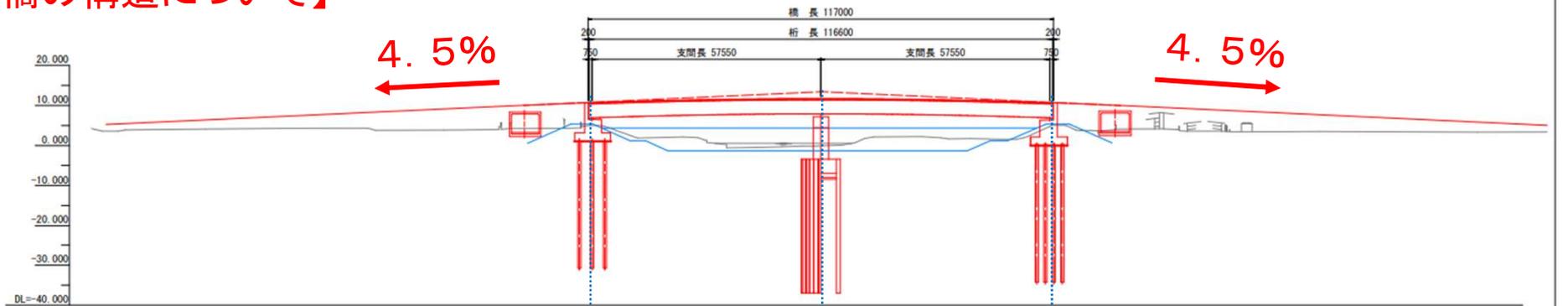
### 【その他】

Q： 本日の配布資料以外に必要な資料を紙面でもらえるか。また来所での対応は可能であるか。

A： 資料請求を行っていただければ開示・提供は可能です。来所対応も可能です。

# 【橋の構造について】

全体一般図



平面図

